

平成二十四年第五回六戸町議会臨時会議録（第一号）

開 会 平成二十四年十月二十四日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 豊	八 番	円 子 徳 通
九 番	母 良 田 昭	十 番	山 本 徳 実
十一番	金 崎 盛 三	十二番	苫 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総 務 課 長	坂 本 定 美	企 画 財 政 課 長	保 土 沢 博 昭
税 務 課 長	棟 方 晃 祥	産 業 課 長	松 村 茂
町 民 福 祉 課 長	保 土 沢 定 一	建 設 下 水 道 課 長	下 田 正 幸
病 院 事 務 長	田 中 茂 樹	会 計 管 理 者	山 本 晃 広

教育局長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員會長	松村茂	選挙管理委員會長	坂本定美
事務局長	田中義喜		
監査委員事務局長	田中義喜		

本会議に職務のため出席した者の職、氏名

事務局次長	畠山正子
事務局長	田中義喜
主査	吉田田聖

議事日程

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸報告
日程第四	提出議案の一括上程（町長の提案理由説明）
日程第五	報告第十七号 専決処分の報告について
日程第六	議案第四十六号 財産の取得について

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

三番	久田伸一	四番	高坂茂
----	------	----	-----

会議の経過

議 長(苦米地繁雄君)

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はありません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、平成二十四年第五回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議(午前 十時 分)

議 長(苦米地繁雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第一百七条の規定により、議長において、三番、久田伸一君、四番、高坂 茂君の両名を指名いたします。

次に、日程第二 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長長の報告を求めます。
委員長長。

議会運営委員長（金崎盛三君）

報告いたします。

去る十月十七日告示となり、本日招集されました平成二十四年第五回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日前九時より議会運営委員会を開催し、審議した結果、本臨時会の会期は、別紙日程案のとおり、本日十月二十四日の一日間とすることに決定いたしましたので、議員各位には、当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（苦米地繁雄君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、本臨時会の会期は本日十月二十四日の一日間と決定いたしました。

次に、日程第三 諸報告を行います。

地方自治法第二百一条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第四 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第十七号と議案第四十六号の二件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田 豊君)

皆様、あらためましておはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明を申し述べたいと存じます。

本日、町民バスの購入契約について急施を要しますので、平成二十四年第五回六戸町議会臨時会を招集させていただきます。

開会にあたり、議員各位のご参集を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、今議会臨時会に提案致しました、報告一件、議案一件について、その概要をご説明申し上げます。報告第十七号 専決処分分の報告についてであります。

これは、走行車が、側溝蓋の破損により損傷したことにより生じた事故に関するものであり、損害賠償の額について、専決第十三号により専決処分を行い、報告するものであります。

議案第四十六号 財産の取得について申し上げます。

本案は、町民バス購入について、購入契約を締結するため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案致しました、議案についての概要をご説明申し上げますが、ご審議の過程におきましては、担当課長から詳細について説明しますので、慎重にご審議の上、満場のご承認、ご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

どうもありがとうございます。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第五 報告第十七号 専決処分報告についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

報告第十七号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、平成二十四年九月三日 六戸町大字犬落瀬字七百八番地七付近の町道第一百七〇・高森線において、側溝蓋の破損により走行車が損傷した事故でございます。この示談が成立し、平成二十四年十月三日に損害賠償の額五万三千九百七円を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により報告するものでございます。

なお、損害賠償の額は、その全額が総合賠償補償保険により支払われております。
以上で報告第十七号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
以上で、報告第十七号 専決処分の報告については、終わります。
次に、日程第六 議案第四十六号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。
総務課長

総務課長（坂本定美君）

議案第四十六号 財産の取得 六戸町町民バスについてご説明いたします。
本案は、次のとおり財産を取得する購入契約を締結するものでございます。なお、別冊に説明補足資料がありますので併せてご覧いただきたいと思います。

取得する財産は、六戸町町民バス一台、契約金額は九百万九千円

この金額は消費税を含むものでございます。

契約の相手方は、青森県十和田市東三番町三十八番地二十七号

青森三菱ふそう自動車販売株式会社十和田営業所 所長 太田 悟。

今回購入するバスは、今年一月の事故により廃車処分いたしました、バスの代替えとして購入するものでございます。事故後、民間バス等に借り上げで対応しつつ、現在はデーターサービス送迎用バスを利用して運行しておりますが、町民の利便性向上のため購入するものでございます。

以上で議案第四十六号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

七番。

七 番（河野 豊君）

入札の相手方なんですけども、これを見ますとどちらも青森三菱ふそうとなっております。十和田営業所か八戸営業所の違いはありますけども、基本的には、代表取締役というのは同じだと思っんですね。こういう指名の仕方競争性というんですか、そういうものが守られているのかどうかというのが疑問が生じます。どちらかというと、会社をですね、三菱とか日産とかいろいろございますよね、そういう指名のやり方ができなかったものなのか、これで本当に競争がですねなっているものなのか、ちよつと疑問が生じます。もう一つはですね、今回一月の事故によつて廃車にしたということですけども、その部分についての保険というんですか、当然あつてるわけですよね。そういう保険料は、どうなつたのか、要するにこの新車購入に対して充当したのか、してないのか、その辺もちよつともう少しですね、詳しく説明が必要だと思ひます。

よろしくお願ひします。

議 長 (苦米地繁雄君)

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

ご説明申し上げます。

今回の購入バスにつきましてはですね、町が求めている仕様書と言うんですか、その内容をですね、各社から見積、参考資料をいただきました。町といたしましては、まず、小型バスであること、それから、町民バスでございますので、料金の徴収がしやすいこと、できるだけ前の方から乗り入れすることができること、そして、燃費に優れていること、そして、安全性に配慮されていることが基本でございます。それに基づいて各社の仕様をいただきました。そのうち2社につきましては、ガソリン車ということで対象外とさせていただきます。その他の2社につきましては燃費が三菱より悪く、リッターあたりがちよつと落ちるといふことと、シートベルトにつきましては2点式であつたといふことです。乗車位置につきましては、中央よりであつたといふことがございます。

今回選定いたしましたこの三菱ふそうトラックバスの会社につきましては、リッターあたりも他の車に比べて良好でありましたし、シートベルトも3点式のシートベルトであったということです。なお、助手席につきましては、2点式でございます。更には、乗車位置は他の車に比べて前側のほうにあったということから、この会社を選定したものでございます。

当時のバスのことにつきましてはですね、重量税とかその他の部分で途中で廃棄してしますので、その部分の差額部分につきましては、歳入として入ってきております。当時廃車するときのバスにつきましてはですね、事故の保険金として約200万ほど入っております。以上です。

議 長 (苦米地繁雄君)

七番。

七 番 (河野 豊君)

聞いてることに対して的確な回答がきてないような気がいたします。要はですね。指名競争入札ですよ。はっきり言って同じ会社じゃないですか。代表取締役が一緒のわけですから。色々理屈はあると思うんですけども、これじゃあ指名競争入札が法律上成立するのかどうか。それをまず教えていただきたいと思えます。

それから、保険金が200万入ったということですけども、それをこのバスの購入資金に充当したのかしなかったのか。そこをちよつと明確にお願いします。

議 長 (苦米地繁雄君)

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

先ほど、車種の選定のところでも説明いたしましたけども、今回、町が求めている車種につきましていろいろ調査して、この三菱の会社の車であったということでございます。そして、その中で営業所がございまして、その2社の営業所で指名競争入札をしたということでございます。営業所等がもしなければですね、この1社なりこの会社とですね、随時契約をしたということも考えられますけども、営業所がございまして、2社を指名して入札をしたという経緯がございます。

保険金の方については、企画財政課からお願いしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

事故車の共済金といたしまして、年を越しまして、今年の5月にですね200万円が入っております。これは経理上ですね、雑入の中に入れて、これは一般財源扱いとして経理をしております。従いまして、これは後継する車ではございますが、それをそのまま充当するというような予算上の取り扱いではございません。ちなみにですね、9月補正でご決議いただきましたように、このバスの購入につきましては、核燃料物質等取扱税交付金を8百万円充当させていただきました。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第四十六号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第四十六号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
これをもちまして、平成二十四年第五回六戸町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございます。

閉会（午前 十時 十七分）

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員